

千早赤阪村特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付要綱をここに公布する。

令和 6 年 6 月 21 日

千早赤阪村長 南本 斎

千早赤阪村要綱第 36 号

千早赤阪村特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、村内における特殊詐欺被害の未然防止を目的として、特殊詐欺対策電話機等を購入した者に対し、予算の範囲内において、千早赤阪村特殊詐欺対策電話機等購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、千早赤阪村補助金交付規則(平成 17 年千早赤阪村規則第 3 号。以下「補助金交付規則」という。)及び千早赤阪村村税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則(平成 29 年千早赤阪村規則第 24 号。以下「交付制限規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において「特殊詐欺対策電話機等(以下「電話機等」という。)」とは、次の各号のいずれかに該当する機器をいう。

- (1) 電話の着信時に、電話の相手方に通話の内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を自動で録音する機能を有する固定電話機又はファクシミリ機能付電話機
- (2) 固定電話機又はファクシミリ機能付電話機に接続する機器であって、前号に掲げる機能を有するもの

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 千早赤阪村内に住民登録があり、実際に居住している者であること。
- (2) 補助金の申請時において、満 65 歳以上の者又はその者の属する世帯の世帯員であること。
- (3) 千早赤阪村暴力団排除条例(平成 25 年千早赤阪村条例第 20 号。

以下「暴力団排除条例」という。) 第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

- (4) 暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員と密接な関係を有しないこと
- (5) 電話機等を購入し、特殊詐欺対策機能を適切に設定し利用していること。
- (6) その者及びその者と同一の世帯に属する全ての者が、交付制限規則第2条第1号に規定する村税等を滞納していないこと。

(補助対象機器)

第4条 補助金の対象となる機器(以下「補助対象機器」という。)は、次の各号のいずれかに掲げるもので、令和6年8月1日以後に購入した電話機等の購入費(消費税及び地方消費税を含む。)とし、かつ、前条第1号の住民登録地で、実際に使用するものとする。

- (1) 公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話推奨品目録に記載されている電話機等
- (2) 前号に定めるもののほか、第2条の規定に基づく電話機等の機能を有すると村長が認める機器

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が支払う補助対象機器の購入費とする。ただし、次に掲げる経費については、交付の対象としない。

- (1) 修理、点検等にかかる経費
- (2) 消耗品の交換等にかかる経費
- (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費
- (4) 補助対象機器の設置に係る経費
- (5) 補助対象機器の配送に係る経費
- (6) 補助対象機器購入のためのポイント等利用分

2 補助対象となる電話機等は、1世帯につき1台限りとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、8,000円とする。ただし、補助対象経費が8,000円に満たない場合は、補助対象経費と同額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、電話機等を購入した年度内に、千早赤阪村特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器を購入したことを証する書類（領収書等）の写し
- (2) カタログ等、補助対象機器の品名、型番、主な仕様等がわかる書類の写し
- (3) 振込先の銀行口座（補助申請者の本人名義）が確認できる通帳の写し又はキャッシュカードの写し
- (4) 補助申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる身分証明書の写し
- (5) 交付制限規則第4条第2号に規定する納付等状況調査同意書
- (6) 補助対象機器の設置完了が確認できる写真
- (7) その他村長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、補助金交付規則第15条の規定に基づく実績報告書を兼ねるものとする。

(交付の決定及び交付額の確定)

第8条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について、千早赤阪村特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号。以下「交付決定等通知書」という。）又は千早赤阪村特殊詐欺対策電話機等購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

2 村長は、交付決定等通知書により通知を行った場合、速やかに補助金を補助申請者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 村長は、補助金交付規則第17条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を千早赤阪村特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により補助申請者に通知するものとする。

- 2 村長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（財産の処分の制限）

第 10 条 補助申請者は、補助金で取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。この場合において、6 年を経過しない場合は、村長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して譲渡、交換、売払、貸付け、廃棄又は担保に供してはならない。

- 2 村長は、前項の規定による承認をしようとするときは、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を本村に納入することを条件とすることができる。

（調査への協力）

第 11 条 補助申請者は、村長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力するよう努めなければならない。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。